



低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査・BELS 評価・建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 30 条に基づく認定（性能向上計画認定）又は同 36 条に基づく認定（認定表示）に係る技術的審査の手数料改定のお知らせ

平素は格別のお引き立て、ご愛顧を賜り厚く御礼申し上げます。

2019 年 6 月 1 日 より、手数料の改定を下表のとおり実施させていただきます。今後も変わらぬサービスをお客様へお届けできるよう努力してまいります。何卒ご理解のほどお願い申し上げますとともに、変わらぬご愛顧をお願い申し上げます。

● 低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査

単位：円（税抜）

区 分	手数料
一戸建て住宅	33,000

● BELS 評価業務

単位：円（税抜）

区 分	手数料		
	単独申請	併願申請 1 ※1	併願申請 2 ※2
一戸建て住宅	30,000	15,000	5,000

※1 併願申請 1 とは、協会に以下のいずれかの申請を併せて依頼し、合理的に審査できる場合をいいます。

- ・設計住宅性能評価（5-1 断熱等性能等級を取得）
- ・長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査
- ・住宅性能証明（省エネ性能基準 断熱等性能等級によるもの）
- ・現金取得者向け新築対象住宅証明（断熱等性能等級によるもの）

※2 併願申請 2 とは、協会に以下のいずれかの申請を併せて依頼し、合理的に審査できる場合をいいます。

- ・設計住宅性能評価（5-2 一次エネルギー消費量等級を取得）
- ・低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査
- ・住宅性能証明（省エネ性能基準 一次エネルギー消費量等級によるもの）
- ・現金取得者向け新築対象住宅証明（一次エネルギー消費量等級によるもの）
- ・建築物エネルギー消費性能向上計画に係る技術的審査（性能向上計画認定）
- ・建築物のエネルギー消費性能に係る技術的審査（認定表示）

● 性能向上計画認定又は認定表示に係る技術的審査

単位：円（税抜）

区 分	手数料
一戸建て住宅	33,000